

埋蔵文化財包蔵地外で

1,000 m²以上の敷地で工事を計画している場合

⇒ 立会調査または試掘調査の協力をお願いしています。

埋蔵文化財包蔵地は、過去に遺跡が発見された場所が指定されているため、現在、埋蔵文化財包蔵地に該当していない場所でも、新たに遺跡が発見される可能性があります。**新たに遺跡を発見した場合には、文化財保護法第96条に基づき、「遺跡発見届」を区教育委員会に提出することが義務付けられています。**その発見された遺跡について、工事を中断して発掘調査をすることもあり得ますので、計画・工程に支障をきたす可能性もあります。

このため、**区教育委員会では、埋蔵文化財包蔵地に該当していない土地においても、1,000 m²以上の敷地で工事を計画している場合には、計画の段階で事前相談を行い、遺跡の有無を確認するための立会調査または試掘調査実施の協力をお願いしています。**この調査の実施は任意になります。

○解体時立会調査

現地に建築物などがある場合は、これらの基礎を解体している最中に、文化財係の職員が現地へ赴いて地中の状況を確認し、遺跡の存否を判断します。(1・2時間前後で終わりますが、重機で一部掘削をお願いすることもあります。)立会調査では書類の提出の必要はありませんので、基礎解体の日程を電話で文化財係にご連絡ください。

○試掘調査

現況が更地あるいは試掘調査を行う十分な空き地がある場合には、土地所有者から「埋蔵文化財試掘調査実施依頼」(区ホームページからもダウンロードできます)を文化財係に提出し、試掘調査を実施することが出来ます。試掘調査の費用は区が負担します。但し、現地で試掘調査が実施可能か確認するために、書類の提出前に文化財係に電話等でご相談ください。

試掘調査は、敷地の1～2割程度の面積を調査し、掘削深度は通常1.0～2.0 m程度になります。

試掘調査の手続きにかかる期間は、「埋蔵文化財試掘調査実施依頼」提出後、おおよそ4週間程度(そのうち現地調査は5日間前後)で終わります。

⇒ 立会調査・試掘調査によって遺跡が確認されなかった場合には、工事に着手していただけます。

遺跡が発見された場合

○本格調査の実施

新たに発見された遺跡が、新規工事によって破壊されてしまう場合は、本格調査が必要になります。

遺跡の残り方や工事の計画によって、必要な調査の範囲が変わりますので、必ずしも敷地全体を調査するわけではありません。現地発掘調査終了後は工事に着手することができます。

本格調査の費用負担は事業目的により異なります。

- (1) 公共土木工事・建築や営利目的のマンション建築等の事業の場合は、当該埋蔵文化財の現状保存を不可能とする原因となった土木工事等の事業者負担にいただき、調査を実施します。
- (2) 個人専用のための土木工事・住宅建築等の事業の場合は、公費負担により調査を実施します。

(お問い合わせ)

目黒区教育委員会事務局 生涯学習課文化財係

目黒区中目黒3-6-10 (めぐろ歴史資料館内)

受付時間：平日 8:30～17:00

※1階ロビーの内線電話で
文化財係をお呼び出してください。

電話：03 - 5722 - 9320

埋蔵文化財に関する情報は、
目黒区ホームページでも確認できます。

埋蔵文化財関係手続きの流れ

(敷地面積1,000㎡以上の工事計画の場合)

